

調達管理番号・案件名

26a00106_シリア国平和構築・復興支援に係る情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))

質問と回答は以下のとおりです。

2026年5月15日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	12	ページ12 再委託組織の活動範囲 ページ14(ページ18・ページ19) ローカル人材の危険地域への渡航・業務従事に関する基本的な考え方	これらに関連する、JICAの現在の安全管理ルール、契約書に入れるべき事項など、必要情報の共有をお願いします。19ページの脚注に契約締結後にJICA内規を共有するとありますが、支障のない範囲だけでもお願いします。	下記入札説明書への追記1及び2をご参照ください。その他詳細については、契約締結前に、内規に基づき提案された実施体制の可否を確認いたします。
2	13	(3)パイロットプロジェクト実施	パイロットプロジェクトについて、活動内容(受益者数や対象コミュニティ数)の規模感について想定がありますでしょうか。また、契約履行期間が短期間であることから受益者効果の発現が限定的な可能性もあり、どちらかというところ実施プロセスや手法を確認する、という趣旨と捉えてよいでしょうか。	そのように捉えていただいて構いません。本パイロットプロジェクトは特定の成果の発現に重きをおくのではなく、将来的な案件形成・実施に資することを念頭に、現地のアクターや裨益者のマッピング等の詳細情報の把握する上での視点の確認、或いは、実施プロセスや手法の有効性を確認することを主目的とします。そのため、提案においては、実現可能性およびリスク管理の観点を踏まえた現実的な設計(地域・対象・実施体制の柔軟性を含む)を重視します。パイロット事業の規模感については①帰還民支援と②地雷・不発弾対策(回避教育)のそれぞれの定額計上の金額も検討の制約項目となりますので、定額計上の範囲内でご提案をお願いします。
3	13	第2章第2条(3)パイロットプロジェクト実施	パイロット事業実施にあたってはシリア政府関係各所への説明、同意取り付けが必要と考えます。貴機構による現時点までの先方政府への説明・同意取り付け状況をご教示ください。また今後、調査チームが現地渡航できない状況下で、シリア支所がこれらの点でどのようなサポートをいただけるかをご教示ください。	本調査の実施及びパイロット事業の実施ともに、シリア政府関係機関への説明、同意の取付はJICAとしては現時点ではできません。パイロット事業の実施に際しては、再委託先に委託して実施いただく想定ですが、p.14の脚注に「UNDPとの協働実績を有する団体が望ましい」、「UNMASとの協働実績を有する団体が望ましい」とあるように、すでにシリアでの活動実績を有する団体を候補としてご提案いただくことが望ましいです。検討に際し、JICAとして可能な範囲で後方支援をします。具体的には、先方政府関係機関の所掌や最近の動向に関する一般的な情報提供、既存の国際機関・他ドナー等を通じて把握している情報等を中心に提供させていただきます。

4	14	第2章 特記仕様書案 脚注5及び6	<p>帰還民支援および地雷回避教育の各パイロットプロジェクトに関し、「対象とする地域の提示方法」について、貴機構としてより望ましい形式は以下のいずれでしょうか。</p> <p>① 各パイロットにつき複数の地域候補を列挙する形式 ② 各パイロットにつき単一の地域候補を提示する形式</p>	<p>①が望ましいです。ダマスカス及び近郊において様々な地域特性があることが想定されるため、対象地域ごとに、その対象地域に居住する対象者の属性を踏まえ、協力可能性のある現地団体とどのような検証・学習が行えるかを複数示していただけるとよいかと思えます。その上で、実現可能性やリスク管理の観点を踏まえながら絞り込みを行えばと思えます。</p>
5	14	P14第2条(3)①帰還民支援及びP16第3条「調査内容」 脚注8	<p>P14にご指示がある帰還民支援のパイロット事業について、「行政・コミュニティ(帰還民含む)の対話・協働プロセスを確保し得るかを検証」とある一方で、P16の脚注8では「ただし、シリア政府からの直接の情報収集は先方政府との関係の観点から控えることとする可能性がある」と示されています。</p> <p>これは、中央政府機関からの直接的な情報収集は控えるものの、パイロット事業地の地方行政機関等へは調査団側からアプローチが可能、という意味でしょうか？</p>	<p>JICAとしての先方政府(地方行政含む)への公式な調整・同意取り付けを前提とはしておりません。「行政・コミュニティ(帰還民含む)の対話・協働プロセスを確保し得るかを検証」に当たっては、シリアでの活動実績を有する団体を通じた情報収集・実証を想定します。</p>
6	14	第2章 特記仕様書案 脚注5及び6	<p>帰還民支援および地雷回避教育の各パイロットプロジェクトに関し、「再委託先候補となる国際NGOまたは現地団体の提示方法」について、貴機構としてより望ましい形式は以下のいずれでしょうか。</p> <p>① 各パイロットにつき複数の候補団体を列挙する形式 ② 各パイロットにつき単一の候補団体を提示する形式</p>	<p>①が望ましいです。質問番号4の通り、対象地域ごとに、その対象地域に居住する対象者の属性を踏まえ、協力可能性のある現地団体とどのような検証・学習が行えるかを複数示していただけるとよいかと思えます。その上で、実現可能性やリスク管理の観点を踏まえながら絞り込みを行えばと思えます。(複数の地域候補を列挙する形とするか、候補団体を列挙する形とするかは、ご提案がしやすい方を選んでいただいて構いません)</p>
7	14	①帰還民支援	<p>仕様書において、「UNDP/UNMASとの知見・経験の活用や事業との連携」が言及されていますが、現時点でのJICAとUNDP・UNMASとの協議や連携の進捗状況をご共有いただけますでしょうか。</p>	<p>UNDPシリア及びUNMASシリアとは本調査に係る具体的な協議・連携実績は現時点ではありませんが、各機関にはJICAから説明と協力依頼を行います。</p>
8	14	第2章 特記仕様書案 脚注5及び6	<p>受注後、技術提案書にて提示した特定の団体と、随意契約により再委託契約を締結する可能性は想定されておりますでしょうか。もしも受注後に改めて見積競争等が前提である場合、提案書における活動計画や地域の特定度合いについては、国際NGOまたは現地団体側の応札意欲を損なわない程度の『枠組み提案』に留めることは許容されますでしょうか。</p>	<p>現地の機微性や対象地域での唯一性などを勘案し、随意契約により再委託契約を締結する可能性は想定されます(但し、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則った選定経緯の報告等は必要となります)。</p>

9	14	帰還民支援	行政との対話・協働プロセスとありますが、本案件についてJICAからはどの関連省庁に連絡をされているのでしょうか。また、このようなパイロット実施について伝わっているのでしょうか。	本調査の実施及びパイロット事業の実施ともに、基本的にはシリア政府関係機関への説明、同意の取付は現時点ではできません。 先方政府への正式な連絡や調整が困難な状況にあることも、将来的な協力を検討する際の外部条件・前提条件一つと捉え、本調査においても、現地情勢および関係機関の状況を踏まえ、地方行政機関やコミュニティレベルの関係者との協議等、実務上可能な範囲での関係構築を検討いただくことを想定しています。なお、こうしたアプローチの可否については、調査実施中にJICAと協議の上判断することとします。 検討に際し、JICAとして可能な範囲で後方支援をします。具体的には、先方政府関係機関の所掌や最近の動向に関する一般的な情報提供、既存の国際機関・他ドナー等を通じて把握している情報等を中心に提供させていただきます。
10	14	第2章 特記仕様書案 脚注5及び6	再委託に関し、帰還民支援および地雷回避教育の2つのパイロットプロジェクトの実施体制について確認させてください。本提案においては、①2つのパイロットを単一の現地団体に一括で再委託する形、または②各パイロットごとにそれぞれ単一の現地団体に再委託する形のいずれも設計上想定し得ると理解しておりますが、貴機構としてより望ましい想定や制約条件があればご教示ください。	①及び②共に設計上想定し得ます。質問事項4および6の回答の通り、複数示していただけることが望ましいです。
11	16	現地ヒアリングを行う機関	開始後、JICA本部又は支所がお持ちの関連ドナー担当者の連絡先をいただくことは可能でしょうか	JICAとして可能な範囲で、現地ドナー機関とお繋ぎします。
12	16	シリア政府の復興・開発に向けた戦略・計画の状況	16ページ脚注に「シリア政府からの直接の情報収集は先方政府との関係の観点から控えることとする可能性がある」とありますが、どのような場合、政府からの情報収集は無し、とするのでしょうか。	質問番号3及び5への回答をご参照ください。

13	16	ページ16(3) 基礎情報の収集・分析 ページ19 報告書	16ページに記載されている項目をPNA報告書に含むのでしょうか。最後の方の項目は、最終調査報告書用にも見えます。非公開のPNA報告書のみを含むべき内容について整理いただけると幸いです。また、PNAとパイロットプロジェクトは非公開ですが、最終報告書には何をまとめることを想定されているのでしょうか。また、非公開・公開版の内容をどこで分けるのか、現時点での考えがあればご教示ください。	平和構築アセスメント報告書に含むべき事項については、p.16, 17の「第3条 調査内容(3)基礎情報の収集・分析」に記載の事項を想定しています。最終報告書にはこれに加え、第3条調査内容(4)に係るパイロットプロジェクト報告も含め、調査全体を通じた報告書としていただくことを想定しています。情報ソースや内容は、公開情報と機微性の高い情報が混在する可能性があり、報告書の最終化に際し、非公開・公開の範囲を相談させていただきます。
14	17	シリア再建に向けた国内・新政府の体制、資金調達など動向分析	17ページの新政府の体制、なども政府からの情報収集を控える場合があるのでしょうか。	質問番号3及び5への回答をご参照ください。
15	18	第2章 特記仕様書 第4条 留意事項	シリア国内でのローカル人材の活用に対して、コンサルタントが「第一次的な安全配慮義務」を負うとありますが、他方でJICAの安全対策措置との整合を求めています。JICAの安全対策措置と整合する安全配慮義務を履行していたにも関わらず、事故等の問題が発生した際の責任(例えば賠償責任)もコンサルタントが負わねばならないという整理なのでしょうか。	安全配慮義務を履行していたにも関わらず問題が発生した場合の責任性については一概に整理できません。万が一事故等の問題が発生した際は、別途対応を協議することとなります。詳細は下記入札説明書への追記1及び2をご参照ください。
16	18	JICAの開発協力アセットの活用可能性の検討	開発協力アセットとは何を指すのでしょうか。	具体的には以下を指します。 ・2011年以前のシリア国内の主要セクターにおける既往JICA事業の成果や、事業を通じて能力強化がはかられた関係アクター ・周辺国におけるJICA事業の成果・アプローチやシリアの復興・開発において協働可能な関係機関
17	19	第4条11行目	「当該情報は、必要に応じて、コンサルタントの現地セキュリティ担当者を通じて本調査関係者に共有されるものとする。」とありますが、セキュリティ担当の現地傭人を雇用すると想定されているのでしょうか？あるいは現地再委託のスタッフにその任も担ってもらおうと想定されているのでしょうか。	受注者のバックアップ体制におけるセキュリティ担当者を想定します。

18	19	見積もり	現地活動における安全配慮については、第2章 特記仕様書の第4条 留意事項に「ローカル人材の具体的な取扱い、安全配慮の考え方および契約上の整理については、JICAの内規に基づき詳細が定められおり、これを踏まえて受注者と協議の上、具体的な実施計画を策定するものとする。」との記載がございますが、この内規に準拠するであろう現地活動における安全対策費については、本見積りにすることに馴染まないと思われまます。定額計上の金額を提示いただき別見積もりとすることが妥当と思われまます。いかがでしょうか。	ローカル人材の備上に伴う安全対策費が必要となった場合には、変更契約で対応します。
19	19	安全対策	「元請けである受注者が再委託先に応じて適切な安全管理を行うことを前提として、JICAの安全措置との整合性を確保することが不可欠である」とありますが、JICA安全措置について情報の共有をお願いします。	国別の安全対策情報は https://www.jica.go.jp/about/organization/safety/rule.html よりご確認ください。
20	19	コンサルタントの現地セキュリティ担当者	コンサルタントは現地渡航しませんが、「現地セキュリティ担当者」とは日本におけるセキュリティ担当者という意味でしょうか。また、JICAシリア支所にはセキュリティアドバイザーがいて、その方からも情報共有をいただけるのでしょうか。	受注者のバックアップ体制におけるセキュリティ担当者を想定します。
21	20	第5条 報告書等 (5)最終報告書(公開)	「提出様式:和文、CD-R 1部(非公開版は和文、電子データ)」と記載されておりますが、公開版及び非公開版ともに和文のみの作成と理解してよろしいでしょうか。	最終報告書は公開版・非公開版共に和文のみ作成します。
22	26	(3)定額計上について	P27にNo1～3の三種類の再委託業務の予算が示されていますが、総額2,000万円の範囲内で、配分を変えることは可能でしょうか？現地見積もりの結果、指定通りの配分に収まるとは限らず、再委託業者との契約前に再配分が必要になる可能性が見込まれます。	二者打合簿の取り交わしにより、定額計上総額の範囲内で再配分も可能です。

23	26	別見積	「トルコへの現地渡航がある場合」で「90 日間を超える要員計画を提案する場合」、「本業務に関連して発生する社会保障費のみを契約金額の見積もりに計上すること」とありますが、90日間を超える場合の社会保障費を除くトルコへの現地渡航費、あるいは他の周辺国への渡航費(国際航空賃、宿泊費・日当、国内移動費等)は、入札価格に含めて提出するという点でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 本業務に関連して発生するトルコ社会保障費のみ別見積としてください。トルコあるいは他の周辺国へのその他の渡航費は入札価格に含めてください。
24	27	3. 経費精算に係る留意事項 (3)定額計上について	パイロットプロジェクトに関して、帰還民支援と地雷回避教育それぞれで定額計上されておりますが、対象サイト数は、それぞれいくつのご想定で計上されておりますでしょうか。	質問回答4及び6の通り、パイロットプロジェクトについては、複数示していただいた上で、実現可能性やリスク管理の観点を踏まえながら絞り込みを行えばと思います。定額計上の金額も検討の制約項目となります。
入札説明書への追記				
追加番号	ページ	項目	追加内容	
1	18	第4条 留意事項	<p>下記を追加します。</p> <p>『再委託先とは少なくとも以下の事項について確認する。 ・再委託先は、その業務従事者への安全配慮も含め、自身の責任で再委託業務を実施する。 ・JICAの指示に基づき、再委託先はその業務従事者に対する安全対策を履行することを規定する。再委託業務実施中に業務対象地での安全性に懸念が生じ、JICAが対象地の変更や業務の一時中断を含めた判断を行った場合、再委託先はJICAまたは委託先からの連絡に従う。また、再委託先が安全確保を第一とする観点から業務を中断した場合、速やかに委託先およびJICAに報告する。 ・現地における法令及び契約慣行を踏まえ、必要に応じて、JICAや受注者の免責について再委託契約書に付記することを検討する。 ・再委託先は、その業務従事者の緊急連絡先を委託先、及び委託先を通じてJICAに共有し、委託先及びJICAと常時連絡が取れる体制を確保する。 ・再委託先の業務従事者の現地での活動計画について、原則1か月先までの活動計画書を常時、委託先及び委託先を通じてJICA案件担当者に共有する。』</p>	
2	24	(7)安全管理	<p>下記を追加します。</p> <p>『3)1)のとおり安全管理についてはJICAと協議・常時情報共有をする一方、まずは受注社が自社の責任として業務従事者に徹底した安全配慮を果たす義務を負い、合理的な範囲で取り得る安全対策を行う。』</p>	

以上